_			22 E 23 1 1410 E 1212 E 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	血に水の火門 心口正生女(	PIC) (IP C) I AM J PIC)			具科5ー1
	治水対策案と実施内容の概要	現計画案	河道掘削案	引堤・河道掘削案	ダム操作ルール見直し案	新桂沢ダム1ダム案	遊水地案	水田等の保全案
		幾春別川総合開発事業 (新桂沢ダム、三笠ぽんべつダム)	河道の掘削	引堤(必要高水敷幅確保、下流部の み)+河道の掘削	桂沢ダム操作ルール見直し +河道の掘削	桂沢ダムかさ上げ(新桂沢ダム) +河道の掘削	遊水地 +河道の掘削	水田等の保全(機能向上) +河道の掘削
評価軸と評価の考え方		河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備
		・河川整備計画相当の目標流量を計画 高水位以下で流すことができる。	・現計画案と同程度の安全を確保できる。	・現計画案と同程度の安全を確保できる。	・現計画案と同程度の安全を確保できる。	・現計画案と同程度の安全を確保できる。	・現計画案と同程度の安全を確保できる。	・現計画案と同程度の安全を確保できる。
	●目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか	ルの洪水から決められており、河川整	を増加させることはないが、河川整備 基本方針レベルの洪水が発生した場 合、ダムによる洪水調節効果が完全に	基本方針レベルの洪水が発生した場	【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・桂沢ダム操作ルール見直しの洪水調節計画は河川整備計画レベルの洪水から決めることを想定しているため、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合、桂沢ダム操作ルール見直しによる洪水調節効果が完全には発揮されない。	ルの洪水から決めることを想定しているため、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合、ダムによる洪水調	基本方針レベルの洪水が発生した場合、ダムによる洪水調節効果が完全に	【河川整備基本方針レベルの洪水】 ・桂沢ダムは、ダム流入量よりも流量 を増加させることはないが、河川整備 基本方針レベルの洪水が発生した場 合、ダムによる洪水調節効果が完全に は発揮されない。
							・遊水地の洪水調節計画は河川整備計画レベルの洪水から決めることを想定しているため、河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合、遊水地によれ、調節効果が完全には発揮されない。	
		・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。	間がある。(なお、現計画案と比較すると、河道の水位が計画高水位を超え	間がある。(なお、現計画案と比較すると、河道の水位が計画高水位を超え	る区間は長く、またその超える程度が	間がある。(なお、現計画案と比較すると、河道の水位が計画高水位を超える区間は長く、またその超える程度が	ると、河道の水位が計画高水位を超え	・河道の水位は計画高水位を超える区間がある。(なお、現計画案と比較すると、河道の水位が計画高水位を超える区間は長く、またその超える程度が大きくなる区間が長い)
		・なお、ダムは降雨の時間分布、地域 分布等によって効果量が異なる。	・なお、ダムは降雨の時間分布、地域 分布等によって効果量が異なる。	・なお、ダムは降雨の時間分布、地域 分布等によって効果量が異なる。		・なお、ダムは降雨の時間分布、地域 分布等によって効果量が異なる。	・なお、ダムは降雨の時間分布、地域 分布等によって効果量が異なる。	・なお、ダムは降雨の時間分布、地域 分布等によって効果量が異なる。
安全度(被害軽減効果)		洪水】 ・新桂沢ダム及び三笠ぽんべつダム は、ダム流入量よりも流量を増加させ ることはないが、河川整備基本方針レ	洪水】 ・桂沢ダムは、ダム流入量よりも流量を増加させることはないが、河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、ダムによる洪水調節効	洪水】 ・桂沢ダムは、ダム流入量よりも流量を増加させることはないが、河川整備 基本方針レベルを上回る大きな洪水が 発生した場合、ダムによる洪水調節効	による洪水調節効果が完全には発揮さ	洪水】 ・桂沢ダムかさ上げ(新桂沢ダム) は、ダム流入量よりも流量を増加させることはないが、河川整備基本方針レ ベルを上回る大きな洪水が発生した場	洪水】 ・柱沢ダムは、ダム流入量よりも流量を増加させることはないが、河川整備 基本方針レベルを上回る大きな洪水が 発生した場合、ダムによる洪水調節効	洪水】 ・桂沢ダムは、ダム流入量よりも流量 を増加させることはないが、河川整備
							・遊水地の洪水調節計画は河川整備計画レベルの洪水から決めることを想定しているため、河川整備基本方針レベルを上回る大きな洪水が発生した場合、遊水地による洪水調節効果が完全には発揮されないことがある。	
		によって異なるが、河道の水位はほと	によって異なるが、河道の水位はほと	によって異なるが、河道の水位はほと	・降雨の時間分布、地域分布、規模等によって異なるが、河道の水位はほとんどの区間で計画高水位を超える可能性がある。	によって異なるが、河道の水位はほと んどの区間で計画高水位を超える可能	によって異なるが、河道の水位はほと	によって異なるが、河道の水位はほと
			【局地的な大雨】 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは洪水を流下させることができる。	【局地的な大雨】 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは洪水を流下させることができる。	【局地的な大雨】 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは洪水を流下させることができる。	【局地的な大雨】 ・河道の水位が計画高水位を上回るま では洪水を流下させることができる。	【局地的な大雨】 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは洪水を流下させることができる。	【局地的な大雨】 ・河道の水位が計画高水位を上回るまでは洪水を流下させることができる。
				・局地的な大雨が桂沢ダム上流域で発生した場合、ダムの容量を上回るまでは洪水調節が可能である。	・局地的な大雨が桂沢ダム上流域で発生した場合、ダムの容量を上回るまでは洪水調節が可能である。	では洪水調節が可能である。	・局地的な大雨が桂沢ダム上流域で発生した場合、ダムの容量を上回るまでは洪水調節が可能である。 ・局地的な大雨が遊水地上流域で発生した場合、遊水地の容量を上回るまでは洪水調節が可能である。	・局地的な大雨が桂沢ダム上流域で発生した場合、ダムの容量を上回るまでは洪水調節が可能である。

			及自仍仍他自闭几乎未必快		(本) (水水肿)			貝科5一Ⅰ
	治水対策案と実施内容の概要	現計画案	河道掘削案	引堤・河道掘削案	ダム操作ルール見直し案	新桂沢ダム1ダム案	遊水地案	水田等の保全案
		幾春別川総合開発事業 (新桂沢ダム、三笠ぽんべつダム)	河道の掘削	引堤(必要高水敷幅確保、下流部の み) +河道の掘削	桂沢ダム操作ルール見直し +河道の掘削	桂沢ダムかさ上げ(新桂沢ダム) +河道の掘削	遊水地 +河道の掘削	水田等の保全(機能向上) +河道の掘削
評価軸と評価の考え方		河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備
	●段階的にどのように安全度 が確保されていくのか(例えば5、10年後)	【10年後】 ・新桂沢ダム及び三笠ぽんべつダムは 完成し、建設位置下流区間に洪水調節 効果を発揮していると想定される。	【10年後】	【10年後】	【10年後】 ・桂沢ダム操作ルール見直しについて、桂沢ダムの放流設備等が完成し、 桂沢ダム下流区間にダム操作ルール見直しの効果を発揮していると想定される。	【10年後】 ・桂沢ダムかさ上げ(新桂沢ダム)について、桂沢ダムかさ上げ(新桂沢ダムかさ上げ(新桂沢ダム)は完了し、建設位置下流区間に効果を発揮していると想定される。	【10年後】 ・遊水地について、遊水地が完成し、 効果を発揮していると想定される。	【10年後】 ・水田等の保全(機能向上)(約 15.7km2)について、整備が進んだと ころから順次効果を発揮していると想 定される。なお、施設管理者の協力を 得ることが必要である。
					※柱沢ダム操作ルール見直しについて、柱沢ダム共同事業者等との調整に要する期間は見込んでいない。	ついて、桂沢ダム共同事業者等との調	※遊水地の用地買収(約13ha)等について、地域の合意形成を図ることに要する期間は見込んでいない。	22.22.33
		・河道の掘削等の河道改修については 完了し、効果が発現していると想定される。		・河道の掘削等の河道改修については、改修を行った区間から順次効果が発現していると想定される。	・河道の掘削等の河道改修については 完了し、効果が発現していると想定される。	・河道の掘削等の河道改修については 完了し、効果が発現していると想定される。	・河道の掘削等の河道改修については、改修を行った区間から順次効果が発現していると想定される。	・河道の掘削等の河道改修については、改修を行った区間から順次効果が発現していると想定される。
安全度 (被害軽減効果)			・幾春別川の河川整備計画の計画対象 区間において、大部分の区間で現計画 案よりも水位が高くなることが想定さ れる。	区間において、大部分の区間で現計画			・幾春別川の河川整備計画の計画対象 区間において、大部分の区間で現計画 案よりも水位が高くなることが想定される。	区間において、大部分の区間で現計画
		※予算の状況等により変動する場合が ある。	※予算の状況等により変動する場合が ある。	※予算の状況等により変動する場合が ある。	※予算の状況等により変動する場合が ある。	※予算の状況等により変動する場合がある。	※予算の状況等により変動する場合がある。	※予算の状況等により変動する場合が ある。
	●どの範囲で、どのような効果が確保されていくのか	・河川整備計画の計画対象区間において、河川整備計画の目標流量を計画高水位以下で流すことができる。	・河川整備計画の計画対象区間において、現計画案と同程度の安全を確保できる。	・河川整備計画の計画対象区間において、現計画案と同程度の安全を確保できる。	・河川整備計画の計画対象区間において、現計画案と同程度の安全を確保できる。	・河川整備計画の計画対象区間において、現計画案と同程度の安全を確保できる。	・河川整備計画の計画対象区間において、現計画案と同程度の安全を確保できる。	・河川整備計画の計画対象区間において、現計画案と同程度の安全を確保できる。
	<ul><li>●完成までに要する費用はどのくらいか</li></ul>	約350億円	約630億円	約640億円	約450億円	約400億円	約600億円	約640億円
		・うち新桂沢ダム及び三笠ぽんべつダム残事業費約290億円(洪水調節分)	・うち新桂沢ダム及び三笠ぽんべつダムの効果量に相当する河道の掘削費等 約560億円		・うち新桂沢ダム及び三笠ぽんべつダムの効果量に相当する桂沢ダムの放流 設備等の整備、河道の掘削費等約380 億円		・うち新桂沢ダム及び三笠ぽんべつダムの効果量に相当する遊水地、河道の掘削費等約530億円	
		(費用は、いずれも平成25年度以降の 残事業費)	(費用は、いずれも平成25年度以降の 残事業費)	(費用は、いずれも平成25年度以降の 残事業費)	(費用は、いずれも平成25年度以降の 残事業費)	(費用は、いずれも平成25年度以降の 残事業費) (新桂沢ダムに係る費用の洪水調節分 については、利水容量に変更がないこ とを前提として、利水分を調査として算定した。利水参画者との調 整により変更はあり得る。)	(費用は、いずれも平成25年度以降の 残事業費)	(費用は、いずれも平成25年度以降の 残事業費)
	●維持管理に要する費用はど のくらいか	現状の維持管理費+約34百万円/年	現状の維持管理費と同程度	現状の維持管理費と同程度	現状の維持管理費と同程度	現状の維持管理費と同程度	現状の維持管理費+約47百万円/年	現状の維持管理費と同程度
コスト		・河道掘削を実施した区間において、 再び堆積する場合は、上記の他に、掘削にかかる費用が必要となる。(河道掘削量約3万m3)	・河道掘削を実施した区間において、 再び推積する場合は、上記の他に、掘 削にかかる費用が必要となる。(な お、河道掘削量(約200万m3)は、現 計画案よりも多い)	削にかかる費用が必要となる。(な		削にかかる費用が必要となる。(なお、河道掘削量(約13万m3)は、現計		
								・上記の他に、水田等の保全(機能向上)の施設管理者が当該施設の機能を 維持する費用が必要となる可能性がある。
	●その他の費用(ダム中止に 伴って発生する費用等)はど れくらいか	【中止に伴う費用】 ・発生しない。	【中止に伴う費用】 ・施工済み又は施工中の現場の安全対 策等に6億円程度が必要と見込んでい る。(費用は共同費ベース)		【中止に伴う費用】 ・施工済み又は施工中の現場の安全対 策等に5億円程度が必要と見込んでい る。(費用は共同費ベース)		【中止に伴う費用】 ・施工済み又は施工中の現場の安全対 策等に6億円程度が必要と見込んでい る。(費用は共同費ベース)	【中止に伴う費用】 ・施工済み又は施工中の現場の安全対 策等に6億円程度が必要と見込んでい る。(費用は共同費ベース)
			多目的ダム法に基づき利水者負担金の	多目的ダム法に基づき利水者負担金の	・国が事業を中止した場合には、特定 多目的ダム法に基づき利水者負担金の 還付が発生する。なお、これまでの利 水者負担金(水道・工業用水道・発 電)の合計は、15億円である。	多目的ダム法に基づき利水者負担金の 還付が発生する。なお、これまでの利		多目的ダム法に基づき利水者負担金の

								又170 1
	治水対策案と実施内容の概要	現計画案	河道掘削案	引堤・河道掘削案	ダム操作ルール見直し案	新桂沢ダム1ダム案	遊水地案	水田等の保全案
		機春別川総合開発事業 (新桂沢ダム、三笠ぽんべつダム)	河道の掘削	引堤(必要高水敷幅確保、下流部の み)+河道の掘削	桂沢ダム操作ルール見直し +河道の掘削	桂沢ダムかさ上げ(新桂沢ダム) +河道の掘削	遊水地 +河道の掘削	水田等の保全(機能向上) +河道の掘削
評価軸と評価の考え方		河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備
	●土地所有者等の協力の見通 しはどうか	・新桂沢ダム及び三笠ぽんべつダム建設に必要な民有地(約6ha)の取得及び家屋移転(17戸)は完了している。また、公共用地の補償が残っているが、了解を得られている。		・引堤に係る地域の協力や新たな用地取得が必要となる。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明等を行っていない。 -用地補償面積約9ha		・桂沢ダムかさ上げ(新桂沢ダム)に必要な民有地(約6ha)の取得及び家屋移転(17戸)は完了している。また、公共用地の補償が残っているが、基本的には了解を得られている。	・遊水地整備に係る地域の協力や新たな補償等が必要とある。なお、現時点では、本対策案について土地所有者等に説明等を行っていない。 一用地補償面積 約83ha 内訳 用地買収面積 約13ha 地役権補償面積 約70ha 一移転家屋数 68戸	・水田等の保全(機能向上)(約 15.7km2)について、それぞれの施設 管理者等の協力が必要となる。なお、 現時点では、本対策案について施設管 理者に説明等を行っていない。
			・今後の事業進捗にあわせ、堤防の整 備箇所や河道の掘削に伴い発生する残 土の搬出先の土地所有者等の協力を得 る必要がある。 一掘削残土量(約170万m3) 一用地補償面積(約24ha) -移転家屋数(71戸)	備箇所や河道の掘削に伴い発生する残				
実現性	●その他の関係者等との調整 の見通しはどうか	・河道改修に伴い改築が必要となる橋 梁等の施設管理者との調整を実施して いく必要がある。 一道路橋1橋 一水管橋1橋	・河道改修に伴い改築が必要となる橋 梁等の施設管理者との調整を実施して いく必要がある。 一道路橋9橋 - 水管橋4橋 - 堰2基	・河道改修に伴い改築が必要となる橋 梁等の施設管理者との調整を実施して いく必要がある。 一道路橋11橋 一水管橋4橋 一堰2基	・河道改修に伴い改築が必要となる橋 梁等の施設管理者との調整を実施して いく必要がある。 一道路橋7橋 一水管橋2橋	・河道改修に伴い改築が必要となる橋 梁等の施設管理者との調整を実施して いく必要がある。 一道路橋4橋 一水管橋2橋	・河道改修に伴い改築が必要となる橋 梁等の施設管理者との調整を実施して いく必要がある。 一道路橋9橋 - 水管橋3橋 - 堰1基	・河道改修に伴い改築が必要となる橋 梁等の施設管理者との調整を実施して いく必要がある。 一道路橋5橋 - 水管橋4橋 - 堰2基
		・ダム建設及び河道改修に伴う関係河 川使用者及び漁業関係者との調整を実 施していく必要がある。	・河道改修に伴う関係河川使用者及び 漁業関係者との調整を実施していく必 要がある。	・河道改修に伴う関係河川使用者及び 漁業関係者との調整を実施していく必 要がある。	改修に伴う関係河川使用者及び漁業関	・柱沢ダムかさ上げ(新柱沢ダム)及び河道改修に伴う関係河川使用者及び漁業関係者との調整を実施していく必要がある。		・河道改修に伴う関係河川使用者及び 漁業関係者との調整を実施していく必 要がある。
		・現計画案は桂沢ダム共同事業者等と の調整は実施済みである。			・ダム操作ルール見直し案は桂沢ダム 共同事業者等との調整が必要である。	・幾春別川総合開発事業(新桂沢ダム、三笠ぼんべつダム)は、桂沢ダム 共同事業者、利水参画者等と調整済みであるが、新桂沢ダム1ダムのみを建 であることについて調整が必要である。		
					・桂沢ダムの放流量が現状より多くな る点について、地域の理解を得ていく 必要がある。			
	●法制度上の観点から実現性 の見通しはどうか	・現行法制度のもとで現計画案を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで河道掘削案を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで引堤・河道掘削 案を実施することは可能である。	・現行法制度のもとでダム操作ルール 見直し案を実施することは可能であ る。	・現行法制度のもとで新桂沢ダム1ダム案を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで遊水地案を実施することは可能である。	・現行法制度のもとで水田等の保全案を実施することは可能である。
	●技術上の観点から実現の見 通しはどうか	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。	・技術上の観点から実現性の隘路となる要素はない。
	●将来にわたって持続可能と いえるか	【幾春別川総合開発事業】 ・継続的な監視や観測が必要となる が、管理実績もあり、適切な維持管理 により持続可能である。		【引堤】 ・継続的な監視や観測が必要となる が、管理実績もあり、適切な維持管理 により持続可能である。	【桂沢ダム操作ルール見直し】 ・継続的な監視や観測が必要となる が、管理実績もあり、適切な維持管理 により持続可能である。	【桂沢ダムかさ上げ(新桂沢ダム)】・継続的な監視や観測が必要となるが、管理実績もあり、適切な維持管理により持続可能である。	【遊水地】 ・継続的な監視や観測が必要となる が、管理実績もあり、適切な維持管理 により持続可能である。	【水田等の保全】 ・水田等の保全(機能向上)について は、効果を継続させるための施設管理 者との調整が必要となる。
持続性		的な監視や観測が必要となるが、管理	【河道の掘削】約32ha (約200万m3) ・河道の掘削に伴い堆積状況等の継続 的な監視や観測が必要となるが、管理 実績もあり、適切な維持管理により持 続可能である。		【河道の掘削】約9ha (約61万m3) ・河道の掘削に伴い堆積状況等の継続 的な監視や観測が必要となるが、管理 実績もあり、適切な維持管理により持 続可能である。			

								又170 1
	治水対策案と実施内容の概要	現計画案	河道掘削案	引堤・河道掘削案	ダム操作ルール見直し案	新桂沢ダム1ダム案	遊水地案	水田等の保全案
		機春別川総合開発事業 (新桂沢ダム、三笠ぼんべつダム)	河道の掘削	引堤(必要高水敷幅確保、下流部の み) +河道の掘削	桂沢ダム操作ルール見直し +河道の掘削	桂沢ダムかさ上げ(新桂沢ダム) +河道の掘削	遊水地 +河道の掘削	水田等の保全(機能向上) +河道の掘削
評価軸と評価の考え方		河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備
柔軟性	●地球温暖化に伴う気候変化 や社会環境の変化など、将来 の不確実性に対する柔軟性は どうか	【幾春別川総合開発事業】 ・新桂沢ダムの更なるかさ上げは、技術的に困難である。三笠ぼんべつダムのかさ上げは技術的には可能であるが、かさ上げ実績のないがも形で式のため、詳細な検討が必要である。ない両ダムとも、容量配分の変更について技術的には可能であるが、関係機関との調整が必要となる。		【引堤】 ・引堤は技術的に可能であるが、土地 所有者等の協力が必要となるため、柔 軟に対応することは容易ではない。	る。		【遊水地】 ・遊水地の掘削等により洪水調節効果 を向上させることは技術的には可買む あるが、地役権を設定した土地の買収 等に土地所有者の協力が必要となるため、柔軟に対応することは容易ではない。	能であるが、施設管理者等の協力が必要になると想定されるため、柔軟に対
		【河道の掘削】約1ha(約3万m3) ・河道の掘削は、掘削量の調整により 比較的柔軟に対応することができる が、掘削量には限界がある。	【河道の掘削】約32ha (約200万m3) ・河道の掘削は、掘削量の調整により 比較的柔軟に対応することができる が、掘削量には限界がある。	【河道の掘削】約31ha(約200万m3) ・河道の掘削は、掘削量の調整により 比較的柔軟に対応することができる が、掘削量には限界がある。	【河道の掘削】約9ha (約61万m3) ・河道の掘削は、掘削量の調整により 比較的柔軟に対応することができる が、掘削量には限界がある。	【河道の掘削】約3ha(約13万m3) ・河道の掘削は、掘削量の調整により 比較的柔軟に対応することができる が、掘削量には限界がある。	【河道の掘削】約28ha (約170万m3) ・河道の掘削は、掘削量の調整により 比較的柔軟に対応することができる が、掘削量には限界がある。	【河道の掘削】約32ha (約200万m3) ・河道の掘削は、掘削量の調整により 比較的柔軟に対応することができる が、掘削量には限界がある。
	●事業地及びその周辺への影響はどの程度か	【幾春別川総合開発事業】 ・湛水の影響による地すべり等の可能性が予測される箇所については、地すべり対策が必要になる。	【河道の掘削】 ・大きな影響は予想されない。	【引堤】 ・引堤にあたり、約9haの用地を買収 することは、農業収益減収など事業 地・周辺の地域経済を支える農業活動 に影響を及ぼすと予想される。	【桂沢ダム操作ルール見直し】 ・大きな影響は予想されない。	【桂沢ダムかさ上げ(新桂沢ダム)】 ・湛水の影響による地すべり等の可能性が予測される箇所については、地すべり対策が必要になる。	地を買収することは、農業収益減収な	は、農作物に被害が生じるおそれがあ
	●地域振興に対してどのよう な効果があるか	【幾春別川総合開発事業】 ・地元の三笠市が三笠市振興開発構想 においてダム湖周辺の開発を位置づけ ており、ダム湖を活用した地域振興に 繋がる可能性がある一方で、フォロー アップが必要である。				【桂沢ダムかさ上げ(新桂沢ダム)】 ・地元の三笠市が三笠市振興開発構想 においてダム湖周辺の開発を位置づけ ており、ダム湖を活用した地域振興に 繋がる可能性がある一方で、フォロー アップが必要である。		
		・河川改修による治水安全度の向上が 地域振興に貢献し得る。	・河川改修による治水安全度の向上が 地域振興に貢献し得る。	・河川改修による治水安全度の向上が地域振興に貢献し得る。	・河川改修による治水安全度の向上が 地域振興に貢献し得る。	・河川改修による治水安全度の向上が 地域振興に貢献し得る。	・河川改修による治水安全度の向上が 地域振興に貢献し得る。	・河川改修による治水安全度の向上が 地域振興に貢献し得る。
地域社会への影響	●地域間の利害の衡平への配慮がなされているか	【幾春別川総合開発事業】 ・一般的にダムを新たに建設する場合、移転を強いられる水源地と受益を享受する下流域との間で、地域間の利害の衡平に係る配慮が必要になる。		【引堤】 ・引堤箇所は農地へ影響を及ぼすため、左右岸を含めた地域間の利害の衡平に係る調整が必要になる。	【桂沢ダム操作ルール見直し】 ・桂沢ダム操作ルール見直しに伴う新 たな用地買収や家屋移転等は発生しな い。	【桂沢ダムかさ上げ(新桂沢ダム)】 ・一般的にダムを新たに建設する場合、移転を強いられる水源地と受益を享受する下流域との間で、地域間の利害の衡平に係る配慮が必要になる。		【水田等の保全】 ・水田等の保全(機能向上)の効果の 受益を享受するのは、設置した地域及 びその下流であるのが一般的である。
		・現段階で補償措置により、水源地域 の理解を得ている状況である。				・現段階で補償措置により、基本的に は水源地域の理解を得ている状況であ る。	・遊水地を新設するためには、地域間の利害の衡平に係る調整が必要になると予想される。	・水田等の保全(機能向上)を実施する区域と下流域との間で、地域間の利害の衡平に係る調整が必要になると予想される。
		【河道の掘削】 ・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不衡平は生じない。	ね一致するため、下流から順次河川整	ね一致するため、下流から順次河川整		【河道の掘削】 ・整備箇所と効果が発現する範囲が概ね一致するため、下流から順次河川整備を進める限り、地域間の利害の不衡平は生じない。		ね一致するため、下流から順次河川整
	●水環境に対してどのような 影響があるか	【幾春別川総合開発事業】 ・新桂沢ダムでは、完成後のダム下流 への影響についてシミュレーションによると、貯水池が拡大きることとにより 夏期の温水放流や、大きなおよたの 、長期化の影響が予測されるため、環 境保全措置(選択取水設備の設置等) を講じる必要がある。また富栄養と で存破素量はダム完成前と同程度と予 測される。			や土砂による濁り、富栄養化等による 障害がなく、平常時の貯水池の運用は	【桂沢ダムかさ上げ(新桂沢ダム)】・完成後のダム下流への影響についてシミュレーションによると、貯水池が拡大することにより夏期の温水放流や、大きな出水時の濁水長期化の影響等が予測されるため、環境保全措置(選択取水設備の設置等)を講じる必要がある。また富栄養化、溶存酸素量はダム完成前と同程度と予測される。		
環境への影響		・三笠ぽんべつダムは、流水型ダムであり、平常時は湛水しないため水量や水質に変化はないと想定される。						
		・洪水時はダムに湛水するため洪水後の放流で土砂による水の濁りが一時的に増加することが予測されるため、必要に応じ環境保全措置を講じる必要がある。						
		【河道の掘削】 ・河道掘削区間の大部分は平水位以上 を掘削するため、平常時の水環境への 影響は小さいと想定される。			【河道の掘削】 ・河道掘削区間の大部分は平水位以上 を掘削するため、平常時の水環境への 影響は小さいと想定される。	【河道の掘削】 ・河道掘削区間の大部分は平水位以上 を掘削するため、平常時の水環境への 影響は小さいと想定される。	【河道の掘削】 ・河道掘削区間の大部分は平水位以上 を掘削するため、平常時の水環境への 影響は小さいと想定される。	
	1	1	l .	1	1	1	l .	

			及自加州心口加沙宁不00万					具件5一1
	治水対策案と実施内容の概要	現計画案	河道掘削案	引堤・河道掘削案	ダム操作ルール見直し案	新桂沢ダム1ダム案	遊水地案	水田等の保全案
		幾春別川総合開発事業 (新桂沢ダム、三笠ぽんべつダム)	河道の掘削	引堤(必要高水敷幅確保、下流部の み) +河道の掘削	桂沢ダム操作ルール見直し +河道の掘削	桂沢ダムかさ上げ(新桂沢ダム) +河道の掘削	遊水地 +河道の掘削	水田等の保全(機能向上) +河道の掘削
評価軸と評価の考え方		河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備	河道の掘削+河道内の樹木の伐採 +堤防の整備
	●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか			【引堤】 ・引堤(約9ha) するため、動植物の 生息・生育環境に影響が生じると想定 される。	【桂沢ダム操作ルール見直し】 ・湛水面積に変化が無く、平常時の貯水池の運用は現状の桂沢ダムと変わらないため、影響はないと想定される。	【桂沢ダムかさ上げ(新桂沢ダム)】 湛水面積 約5.0km2→約6.7km2 ・動植物の重要な種について、生息地 の消失や生息への影響が生じると予測 される種があるため、生息環境の整備 や移植などの環境保全措置を講じる必 要がある。	【遊水地】 ・周囲堤を造成(約13ha)するため、動植物の生息・生育環境に影響が生じると想定される。	【水田等の保全】 ・畦畔のかさ上げに伴う動植物の生 息、生育環境への影響は小さいと想定 される。
		【河道の掘削】約1ha(約3万m3) ・河道掘削等により、動植物の生息・ 生育環境に影響があると想定される。	境保全措置を講じる必要があると想定 される。なお、河道掘削量が現計画案		育環境に影響を与える可能性がある。 必要に応じて水際の樹木の保全等の環 境保全措置を講じる必要があると持 られる。なお、河道掘削量が現計画案	必要に応じて水際の樹木の保全等の環境保全措置を講じる必要があると考えられる。なお、河道掘削量が現計画案	育環境に影響を与える可能性がある。 必要に応じて水際の樹木の保全等の環境保全情置を講じる必要があると対 境保全。 おいるのでは現場である。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	育環境に影響を与える可能性がある。 必要に応じて水際の樹木の保全等の環 境保全措置を講じる必要があると考え られる。なお、河道掘削量が現計画案
環境への影響		【幾春別川総合開発事業】 ・幾春別川では、シミュレーション結 ・機をあると、土砂供給やの変化にいまる河床高、河床材料の土砂供給の影響 も小さいと考えられる。 ・奔別川では、洪水供給が減少すなった。 ・洗水時留とが、非洪下流へ移動響 がお現れて移動では、主砂水期には主る可味の は性がは現況と、非、水のを影響はからないと考えられ、通年でみると影響はいと考えられる。			果によると、土砂供給や流況の変化による河床高、河床材料の変化は小さい			
		【河道の掘削】約1ha(約3万m3) ・河道の掘削を実施した区間におい て、再び土砂が堆積する場合は掘削が 必要となると想定される。	【河道の掘削】約32ha (約200万m3) ・河道の掘削を実施した区間において、再び土砂が堆積する場合は掘削が必要となると想定される。(なお、河道掘削量は現計画案よりも多い。)	必要となると想定される。(なお、河	【河道の掘削】約9ha (約61万m3) ・河道の掘削を実施した区間において、再び土砂が堆積する場合は掘削が必要となる可能性がある。(なお、河道掘削量は現計画案よりも多い。)	必要となる可能性がある。(なお、河	【河道の掘削】約28ha (約170万m3) ・河道の掘削を実施した区間において、再び土砂が堆積する場合は掘削が必要となる可能性がある。(なお、河道掘削量は現計画案よりも多い。)	【河道の掘削】約32ha (約200万m3) ・河道の掘削を実施した区間において、再び土砂が堆積する場合は掘削が必要となる可能性がある。(なお、河道掘削量は現計画案よりも多い。)
	●景観、人と自然との豊かな 触れ合いにどのような影響が あるか	【幾春別川総合開発事業】 ・新桂沢ダムは、既にある桂沢湖の湖 水面の上昇であり、景観等への影響は 小さいと想定される。		【引堤】 ・引堤により景観等が変化すると想定 される。	沢ダムと変わらないことから、景観等	【桂沢ダムかさ上げ(新桂沢ダム)】 ・既にある桂沢湖の湖水面の上昇であ り、景観等への影響は小さいと想定さ れる。	【遊水地】 ・周囲堤の造成等により景観等が変化すると想定される。	【水田等の保全】 ・畦畔のかさ上げに伴う景観等への影響は小さいと想定される。
		・三笠ぽんべつダムについて、ダム堤 体の建設により景観等の一部が変化す るが、当事業により改変される主要な 眺望点はなく、景観等への影響は小さ いと想定される。						
		【河道の掘削】約1ha(約3万m3)・河道の掘削の対象は主に高水敷であるが、景観等への影響は限定的と想定される。	【河道の掘削】約32ha (約200万m3) ・河道の掘削の対象は主に高水敷であるが、景観等への影響は限定的と想定される。		【河道の掘削】約9ha (約61万m3) ・河道の掘削の対象は主に高水敷であるが、景観等への影響は限定的と想定される。		【河道の掘削】約28ha (約170万m3) ・河道の掘削の対象は主に高水敷であるが、景観等への影響は限定的と想定される。	【河道の掘削】約32ha (約200万m3) ・河道の掘削の対象は主に高水敷であるが、景観等への影響は限定的と想定される。